

平成 30 年 5 月 24 日

監査報告書

学校法人 堀井学園  
理事会  
評議員会 御中

学校法人堀井学園

監事 栗原悦郎   
監事 橋本 彰 

私たちは、学校法人堀井学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人堀井学園寄附行為第 14 条に基づく監査報告を行うため、学校法人堀井学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）の学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細書）は学校会計基準に準拠しており、学校法人堀井学園の平成 30 年 3 月 31 日現在の財産状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認められ、また、学校法人堀井学園の業務又は財産の状況に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上